

鹿屋市ホームページ管理運営規程の一部を改正する訓令

鹿屋市ホームページ管理運営規程（平成20年鹿屋市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第1項中「及び管理運営責任者」を削り、「承認」を「確認」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、新規に掲載するとき及び内容等の大幅な変更があるときは、管理運営責任者の確認を経てから掲載するものとする。

第9条第1項第2号中「ホームページ掲載依頼書（別記様式）に」を削り、「添付して」の次に「鹿屋市文書規程（平成18年鹿屋市訓令第11号）第2条第9号に規定する文書管理システムにより」を加える。

第12条第1項第4号中「で、管理運営責任者が承認するもの」を削る。

第13条第1項中「、ホームページ掲載依頼書（別記様式）」を「は、文書管理システム」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。